

岩手県医療局管理規程第2号

医療局臨時職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

岩手県医療局長 遠藤達雄

医療局臨時職員就業規則の一部を改正する規程

医療局臨時職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第8条 臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第2号から第5号まで、第14号又は第18号に規定する特別休暇に準じて有給休暇を与える。ただし、<u>第6号</u>の場合における特別休暇の期間は、5日の範囲内の期間とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第6号、<u>第11号</u>、第15号から第17号まで又は第24号に規定する特別休暇の例により無給休暇を与える。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第8条 臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第1号から第5号まで、第14号又は第18号に規定する特別休暇に準じて有給休暇を与える。ただし、<u>第7号</u>の場合における特別休暇の期間は、5日の範囲内の期間とする。</p> <p><u>(1) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、臨時職員が勤務しないことが相当であると認められるとき</u></p> <p><u>ア 臨時職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該臨時職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</u></p> <p><u>イ 臨時職員及び当該臨時職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該臨時職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第6号、<u>第9号</u>から第11号まで、第15号から第17号まで又は第24号に規定する特別休暇の例により無給休暇を与える。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する臨時職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして医療局長が定めるその子の世話を行うことを</u></p>

<p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p><u>いう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u></p> <p><u>(3) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護その他の医療局長が定める世話を行う臨時職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</u></p> <p><u>ア 祖父母、孫及び兄弟姉妹</u></p> <p><u>イ 臨時職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び臨時職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で別に定めるもの（当該職員と同居している者に限る。）</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成25年4月1日から施行する。</p>	